

§ 8

平成23、29、30、令和2各年度決算検査報告掲記の「意見を表示し又は処置を要求した事項」の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和2年度決算検査報告までに当局において処置が完了していなかったものは、平成23、29、30又は令和2年度決算検査報告に掲記された計17件^(注)である。このうち、処置が完了したものが13件、処置が完了していないものが4件となっており、対象となった各省庁等が本院指摘の趣旨に沿い改善のために執った処置及び処置状況を整理すると次のとおりである。

① 1 処置が完了したもの

平成29年度決算検査報告

(1) 一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について(国土交通省)

<指摘の要旨(意見表示事項③⑥)>

国土交通省は、国が実施する直轄事業又は地方公共団体が実施する交付金事業として、道路の陥没の原因となる路面下の空洞を早期に発見するための路面下空洞調査業務(以下「調査業務」)を実施している。一方、道路の路面下には、地方公共団体や民間企業等が道路管理者の許可を受けて上水道管、下水道管、ガス管等(以下「路面下占用物件」、路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業等を「占用企業者」)が多数埋設されていて、路面下占用物件の破損等が原因で路面下に空洞が発生するなどしていることから、同省は、占用企業者が路面下占用物件を常時良好な状態に保つように管理して道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないことなどを占用許可の条件としている。しかし、調査業務は占用許可の条件の適切な履行に資することとなるのに、占用企業者に、調査業務に要した費用について応分の負担を求めている事態が見受けられた。

<講じた処置>

同省は、占用企業者に応分の負担を求めるための方策について占用企業者等と協議した結果、空洞発生の原因となった路面下占用物件を設置している占用企業者に対し、調査業務のうち当該空洞の発見等に要した費用相当額を負担させることとし、令和4年9月に、指針を整備する処置を講じていた。そして、同月に、地方整備局ごとに設置されている技術事務所、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して事務連絡を発してこれを周知することにより、5年4月以降に実施する調査業務について、国道事務所等が指針に基づき空洞発生の原因となった路面下占用物件を設置している占用企業者に応分の負担を求めることとするとともに、地方公共団体に対しても同様な助言を行う処置を講じていた。(検査報告350ページ)

(注) 本書では、同様の指摘事項については、それらをまとめて記述している。

令和2年度決算検査報告

(2) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金のうち緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定について(内閣府(内閣府本府))

<指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

内閣府は、原子力発電施設等による災害が発生した場合等の緊急時における住民の安全確保のためにあらかじめ講じられる措置に要する費用に充てるため、都道府県等に対して、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付している。このうち緊急事態応急対策等拠点施設整備事業は、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」)の整備又は維持に係る事業を行うものとされており、「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金運用の手引き」(以下「手引」)によれば、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金(以下「オフサイトセンターに係る交付金」)の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」)は、オフサイトセンターの設備等の保守点検、建物清掃等の維持管理費等(これらを「維持管理等経費」とされている。また、地方自治法に定める行政財産として管理しているオフサイトセンター内に原子力規制事務所に設置されている場合、行政財産を管理する地方公共団体以外の者にオフサイトセンターを使用させることになるため、当該地方公共団体は、原子力規制委員会に対して地方自治法に基づく行政財産の使用の許可(以下「使用許可」)を行っている。そして、各地方公共団体は、原子力規制委員会に対する使用許可に当たっては、原子力規制事務所の使用に係る行政財産の使用料(以下「事務所使用料」)を徴収している場合があるが、手引において、オフサイトセンターに係る交付金を算定する際の事務所使用料の取扱い等について示されていなかったなどのため、その取扱いが区々となっており、オフサイトセンターの一部については事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引くことなく交付対象経費が算定されている事態が見受けられた。

<講じた処置>

同府は、令和4年4月に、オフサイトセンターに係る交付金の算定に当たり、オフサイトセンターの一部について使用許可を行って原子力規制委員会から事務所使用料を徴収している場合には、原則として事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いて交付対象経費を算定することを手引に明示するなどして、事業主体に周知する処置を講じていた。(検査報告53ページ)

(3) 所得税の申告における倒産防止共済特例の適用に伴う返戻金額の収入計上に係る審査体制の整備等について(財務省)

<指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

国税庁は、法令解釈通達により確定申告書等の様式を定めている。また、税務署は納税者から提出された確定申告書等に基づき書面審査を行っている。しかし、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための共済契約に係る掛金を支出した場合の特例について、その適用が適切なものとなっていないと認められるのに、個人の納税者の適切な申告を担保するための措置を執っていない事態及び解約手当金(以下「返戻金」)の額を総収入金額に算入すること(以下「収入計上」)が必要であることを納税者等に対して具体的に周知していなかったり、返戻金額の収入計上に係る審査体制を整備しておらず税務署において審査を適切に行うことができない状況となっていたりする事態が見受けられた。そして、同庁は、本院の指摘を受けて、個人の納税者の適切な申告を担保するために必要な措置として令和3年6月に法令解釈通達を改正し、納税者の意思表

示に必要な明細書の様式を定めるとともに、定めた様式及び記載要領を同庁のウェブサイトに掲載して納税者等に周知した。

<講じた処置>

同庁は、上記法令解釈通達の改正等に加えて、今後、返戻金額の収入計上が適切に行われていない申告の発生を可能な限り防止するとともに、納税者が共済契約の解約者であるかどうかなどを確認した上で、返戻金額が適切に収入計上されているかなどの審査を行うことができるよう、次のような処置を講じていた。

ア 3年12月に、返戻金額の収入計上を行う必要があることについて明記した「令和3年分青色申告の決算の手引き(一般用)」等を同庁のウェブサイトに掲載するなどして納税者等に周知した。

イ 資料情報制度を活用して、3年11月に機構に対して文書を発して、毎年1月1日から12月31日までの1年間の返戻金の支払を受けた者の情報について、翌年1月末までに情報提供するよう依頼し、機構から提供を受けた当該情報を各国税局等に送付することとした。そして、4年2月に返戻金に関する情報の活用について各国税局等に指示文書を発して、各税務署等において、返戻金に関する情報と返戻金を受け取った者の申告書等との照合を行って返戻金額の収入計上の有無を確認することなどとした。これらにより、返戻金額の収入計上に係る審査体制を整備した。(検査報告85ページ)

(4) 障害児通所支援事業所の定員超過利用における障害児通所給付費の算定について(厚生労働省)

<指摘の要旨(処置要求事項⑳)>

厚生労働省は、児童福祉法等に基づき、障害児通所支援に要した費用について、市町村(特別区を含む。)が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。そして、障害児通所給付費の算定に当たっては、事業所が過度に障害児を受け入れることを未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供を確保するために、利用定員を上回る障害児に利用させている場合であって、直近の過去3月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超える場合等に定員超過利用減算を適用することとなっている。しかし、6道県及び2市の長の指定を受けた8指定障害児通所支援事業者等(指定障害児通所支援事業者等を「事業者」)の11事業所において、直近の過去3月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていたのに定員超過利用減算が適用されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事態が見受けられた。

<講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和4年8月までに、8事業者の11事業所のうち返還手続が未済であった6事業者の8事業所に対して、4道県及び2市を通じて、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせた。

イ 4年2月に都道府県等に対して事務連絡を発し、事業者に対して、都道府県等を通じて、定員超過利用減算の適用の要件等について周知徹底した。

ウ イの事務連絡により、事業者に対して、都道府県等を通じて、利用人数等を入力することにより定員超過利用減算が必要な定員超過をしているかを確認できる「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を示した上で、定員を超過して利用者を受け入れている事業者は、毎月の請求に当たって、当該確認シートにより定員超過利用減算の要否を確認するように周知した。(検査報告213ページ)

(5) 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の開発・保守等に関する契約において実施している新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の開発・保守等について(厚生労働省)

<指摘の要旨(処置要求事項③④⑥)>

厚生労働省は、スマートフォン向けの新型コロナウイルス接触確認アプリ(以下「COCOA」)の開発及びその後の保守を行うに当たり、COCOAの開発に先立ち、パーソルプロセス&テクノロジー株式会社と締結した「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」の開発・保守等に関する契約を変更して、COCOAの開発・保守等に係る業務(以下「COCOA業務」)を追加することとした。COCOAは、新型コロナウイルス感染症の陽性判断が確定した者(以下「陽性者」)の同意の下で、陽性者と一定期間内におおむね1m以内の距離で継続して15分以上の近接状態が続いたCOCOAの利用者(この接触状態を「陽性者近接状態」、これに該当する利用者を「接触確認者」)に対して、当該事実について通知を行うことを主要な機能としている。しかし、COCOA業務の実施に当たり、COCOAの主要な機能についてのテストが適切に実施されていない事態、同省が令和3年2月に公表したCOCOAを特定の端末で使用した場合に陽性者近接状態に該当した場合であっても接触確認者に通知が行われていない不具合(以下「本件不具合」)の発生を長期間にわたり認識できなかった事態及び受注者から本件不具合に係る修理費用等をCOCOA業務に係る費用と明確に区分するなどした適切な資料を提出させて、受注者からの請求額に本件不具合に係る修理費用が含まれていないことを検証していない事態が見受けられた。

<講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 4年6月に、システムの調達仕様書の作成に関する留意事項等を示した手引(以下「手引」)を改定して、仕様書に定めるべきテストの実施対象項目、実施目的、実施内容等のテストの実施に当たっての具体的な事項を明確に定めたり、テストの実施状況を十分に把握するために受注者から報告を受けべき内容を明確に定めたりするとともに、内部部局等に事務連絡を発出して、当該手引の内容を関係職員に周知徹底した。
- イ 不具合等に関する外部からの指摘等を適切に管理し、これを業務に生かす方法を具体的に手引に定めて、アの事務連絡により関係職員に周知徹底した。
- ウ 納品物が契約の内容に適合していない事態が発生した場合の取扱いについて、不具合に係る修理費用等の負担者を明確に確認するために、受注者に、当該不具合に係る修理費用等を明確に区分するなどした適切な資料を提出させて、請求額に修理費用等が含まれていないことを検証することを手引に定めて、アの事務連絡により関係職員に周知徹底した。(検査報告214ページ)

(6) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプ)の実施について(農林水産省)

<指摘の要旨(処置要求事項③④⑥)>

農林水産省は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等により施設等を整備する事業実施主体に交付金を交付する都道府県に対して、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を交付している。このうち、産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体等による産地の基幹施設の

導入を支援する産地基幹施設等支援タイプに係る事業(以下「整備事業」)の実施に当たり、都道府県は、事業実施主体が成果目標等を記載した事業実施計画を踏まえて都道府県事業実施計画を作成して地方農政局等に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局等と協議を行うことなどとされている。しかし、都道府県が地方農政局等と成果目標の妥当性について協議する際、新たな整備事業(以下「新事業」)と同一の事業実施主体が過去に同一の品目及び地域を対象として実施した整備事業(以下「過去事業」)について、その成果目標の達成状況や過去事業の成果目標を達成していない状況となった要因等を報告することとしていなかったり、過去事業において設定した成果目標を下回る成果目標を設定している場合に、その旨やその理由等を報告することとしていなかったりなどしている事態、及び出荷量等の実績値が目標値を下回っているのに、県において、その後の出荷量等の実績値の状況の把握をしておらず、それを踏まえた改善指導等を行っていない事態が見受けられた。

<講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和4年4月に、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の後継事業である強い農業づくり総合支援交付金事業について、交付等要綱を制定して、地方農政局等と都道府県における成果目標の妥当性の協議において、都道府県が地方農政局等に対して、過去事業における成果目標の達成状況や成果目標を達成していない場合の要因等を報告するとともに、新事業の成果目標が過去事業において設定した成果目標を下回る場合にその旨やその理由等を報告することとした。また、上記の交付等要綱において、過去事業における成果目標が達成されていない状態が続いている事業実施主体が次年度以降同一の品目及び地域を対象として新事業を実施する場合は、都道府県及び地方農政局等が厳格な審査を行うこととした。
- イ 4年1月及び2月に地方農政局等及び都道府県を対象とした事業説明会等を開催するとともに、同年4月に地方農政局等に事務連絡を発出して、都道府県に対して、成果目標を達成していても出荷量等の実績値が目標値を下回っている場合は、当該目標値に達するまで出荷量等の実績値の状況を確実に把握した上で、改善に向けた指導等を行うことについて、改めて周知徹底した。

(検査報告275ページ)

(7) 農地情報公開システム整備事業等の実施について(農林水産省)

<指摘の要旨(意見表示事項③⑥及び処置要求事項③⑥)>

農林水産省は、担い手への農地集積・集約化を促進することなどを目的として、農業委員会(農業委員会が置かれていない市町村にあつては市町村。これらを「農業委員会等」)が農地台帳に記録される農地情報及び農地の地図情報(これらを「農地情報等」)のインターネットを通じた公表等を行うためのシステム(以下「農地情報公開システム」)の開発等を実施する農地情報公開システム整備事業を、一般社団法人全国農業会議所を事業実施主体として実施している。そして、農地情報公開システムの開発は、新たに農業への参入を志向する者等(以下「一般利用者等」)に対して全国の農業委員会等が保有する農地情報等をインターネットを通じて公表するなどのためのシステム(以下「全国農地ナビ」)を設計して開発するフェーズ1及び農地情報等の一元管理・利用等が可能なシステムを構築するために必要な機能を有する各農業委員会等利用システム(以下「農委システム」)や都道府県農業会議等の業務効率の向上を図るための機能を有する格納システム等の複数のシステムを開発するフェーズ2の2段階に分けて行われている。しかし、農業委員会等が農委システムにおいて農地情報等を適時に更新してい

ないため、最新の農地情報等が公表されていない事態、都道府県農業会議等により格納システムが利用されていない事態及び農地法等でインターネットの利用その他の方法により公表することとされた項目が農委システムに登録されておらず全国農地ナビで公表されていない事態が見受けられた。

<講じた処置>

- 同省は、令和3年11月に会議所に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。
- ア 会議所に対して、農委システムの更新状況や操作性等の課題について農業委員会等を調査して把握し、当該課題に対する必要な改修等の措置を検討するとともに、それらの内容を四半期ごとに同省に報告するよう指導した。また、4年5月に開催された後掲エの運用報告会議において、農委システムを利用した農地情報等の適時の更新が法定化された農地情報等の一般利用者等への公表義務を果たす役割を担うものであることや、農委システムの利用上の問題に対して会議所がこれまで実施した支援措置の内容等について農業委員会等に十分に周知するよう指導した。
 - イ 会議所に対して、都道府県農業会議等が格納システムを利用してこなかった要因を分析するとともに、同会議等の意見等を踏まえた上で必要な改善等を図り、その結果を速やかに同省に報告するよう指導した。また、4年4月に会議所が実施した同会議等を対象とする格納システムの利用に関する調査において、格納システムが有する業務効率の向上のための機能についての項目を調査票に設定して回答させることを通じて、当該機能の存在を認識させることなどにより、当該機能を同会議等に十分に周知するよう指導した。
 - ウ 会議所に対して、農地法等で農地台帳に記録することとされている項目に係るチェックリストを作成して農業委員会等ごとの登録状況を把握した上で、未登録項目がある農業委員会等に対して全ての項目について速やかに農委システムに登録させるよう指導した。
 - エ 農林水産省、農業委員会、都道府県農業会議等で構成する運用報告会議を会議所に設置させて、同省が農地情報公開システムに係る運営状況を適時適切に把握するとともに、必要な対策や運用の見直しを会議所に対して指示するための体制を整備した。(検査報告276ページ)

(8) 丸太のトラック運搬に係る経費の積算について(農林水産省)

<指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

林野庁は、森林管理署等に国有林野の林産物等の売払いを行わせている。そして、森林管理局は、同行が制定した「立木販売予定価格評定公式の改訂について」(以下「評定公式」)に基づいて立木等の販売予定価格評定要領等(以下「積算基準」)を制定して、森林管理署等は積算基準に基づくなどして売買契約等の予定価格を算定している。地方運輸局が公示している一般貨物自動車運送事業の貸切運賃料金表には、運搬距離ごとに1回当たりの運賃が掲載された距離制運賃表(この表に基づいて算定した運賃を「距離制運賃」と基準時間当たりの運賃が掲載された時間制運賃表(この表に基づいて算定した運賃を「時間制運賃」)があり、原則として距離制運賃を用いるが、短距離を反復して運搬する場合は距離制運賃が過大となるなどのため時間制運賃を適用することとなっている。一方、評定公式によれば、丸太のトラック運搬に係る経費については、原則として距離制運賃表を適用するなどして定めることとされている。しかし、丸太のトラック運搬に係る経費の積算に当たり、複数回反復して運搬することが可能な場合において、森林管理局が定めた積算基準等が必ずしも時間制運賃表の適用を考慮することになっておらず、距離制運賃と時間制運賃を比較して安価な方を適用していない事態が見受けられた。同行は、本院の指摘を踏まえて、令和3年4月に評定公式を一部改正するなどしたが、森林

管理局が時間制運賃の適用を考慮して丸太のトラック運搬に係る経費の積算を適切に行うためには、評定公式の一部改正だけでなく、同庁の指導等に基づいた森林管理局における積算基準等の改正が必要となる。

<講じた処置>

同庁は、4年1月に森林管理局に通知を発するなどして、評定公式の考え方、実態調査の結果等が森林管理局の積算基準等に確実に反映されるなどするよう指導する処置を講じていた。そして、森林管理局において、4年3月までに積算基準等を改正して森林管理署等に通知し、同年4月以降の丸太のトラック運搬に係る経費の積算について、複数回反復して運搬することが可能な場合に、距離制運賃と時間制運賃とを比較して安価な方を適用することとする処置を講じていた。（検査報告278ページ）

(9) 農地耕作条件改善事業による農地集積の状況について(農林水産省)

<指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

農林水産省は、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進することなどにより、我が国の農業競争力を強化するために、農地耕作条件改善事業実施要綱等に基づき、機構、都道府県、市町村、土地改良区等の事業主体が実施する事業(以下「条件改善事業」)に対して農地耕作条件改善事業交付金等を交付している。条件改善事業のうち、きめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援することにより農地集積を推進する地域内農地集積型事業(以下「集積型事業」)を実施しようとする事業主体は、農地集積に係る目標(以下「農地集積目標」)等を記載した地域内農地集積促進計画(以下「促進計画」)等を作成することとなっており、農地集積目標に記載された地区内における事業実施前の担い手の集積面積と事業実施後の担い手の集積面積の差引面積が集積型事業の実施により集積が見込まれる農地(以下「集積見込農地」)の面積になる。そして、事業主体は、事業完了後、農地集積目標の達成状況等について事業達成状況報告書(以下「達成報告書」)に取りまとめることとなっている。しかし、事業主体が集積見込農地を特定していないなど促進計画を適切に作成しておらず農地集積目標の達成状況を把握できていない事態、事業主体が促進計画を作成する際に農地集積に係る各当事者の意思の確認を十分に行わなかったことなどのため農地集積目標の達成状況が低調となっている事態及び農地集積目標が達成できていないにもかかわらず事業主体が事業実施後に農地集積を促進させるための取組を行っていない事態が見受けられた。

<講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和3年12月に地方農政局等に通知を発して、①促進計画の作成に当たっては、事業主体が集積見込農地の地番、面積、農地の出し手及び受け手の氏名等を記載した集積見込農地一覧を作成して、集積見込農地を具体的に特定した上で農地集積目標を記載すること、②達成報告書の作成に当たっては、事業主体が促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の実績を記載することとして、①及び②について都道府県を通じるなどして事業主体に対して指導した。その上で、4年4月に農地耕作条件改善事業実施要領を改正して上記の内容について明記した。
- イ アの通知により、促進計画を作成する際には、事業実施に向けた事業説明会等において集積見込農地一覧を提示して農地の出し手及び受け手に説明して、事業実施後には農地を貸し出すこと又は借り受けて耕作を行うことについて出し手及び受け手の意思の確認を十分に行った上で、その結果を所定の様式に記録するよう都道府県を通じるなどして事業主体に対して指導した。

ウ アの通知により、事業実施後であっても、農地集積目標が達成できていない場合には、農地集積目標の達成に向けた取組を行うなどするよう都道府県を通じるなどして事業主体に対して指導した。

(検査報告279ページ)

10 石油製品安定供給確保支援事業等の実施及び災害時情報収集システムの運用について(経済産業省)

<指摘の要旨(処置要求事項③④⑥及び意見表示事項③⑥)>

資源エネルギー庁は、地域の燃料供給拠点となる自家発電設備を備えた給油所である住民拠点サービスステーション(以下「住民拠点SS」)を全国に整備するため、石油製品安定供給確保支援事業等を実施している。同庁は、住民拠点SSを運営する揮発油販売業者等(以下「事業主体」)に対して、一般社団法人全国石油協会(以下「石油協会」)を通じて石油製品販売業構造改善対策事業費補助金等を交付するとともに、「住民拠点SSにおける災害対応ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を定めて周知している。交付要綱等によれば、事業主体は処分制限期間内に自家発電設備等の使用を中止しようとするときなどには、石油協会による財産処分に係る承認を得なければならない、承認に当たっては、残存簿価相当額に国庫補助率を乗じた金額を石油協会を通じて国庫に納付するなどの条件が付されることなどとされている。また、同庁は、災害時における住民拠点SSの営業状況等を迅速かつ効率的に把握して公表できるようにするための災害時情報収集システム(以下「災害情報システム」)の整備及び運用を行っている。事業主体は、住民拠点SSの基礎情報を災害情報システムに登録し、当該基礎情報の一覧を平時から同庁において公表(以下、災害情報システム上における住民拠点SSの基礎情報を「マスターデータ」、住民拠点SSの基礎情報の一覧を「住民拠点SS一覧」)することに同意するとともに、災害時には災害情報システムにより速やかに営業状況等の報告を同庁に対して行うこととされている。しかし、災害時に自家発電設備が速やかに活用されておらず、一部の住民拠点SSが地域の燃料供給拠点として機能していない事態、一部の住民拠点SSにおいて、財産処分手続が適正にとられていない事態及び住民拠点SSの基礎情報が事業主体の廃止、事業譲渡、合併等により変更されているにもかかわらず、住民拠点SS一覧に反映されておらず、台風等による大規模な停電が発生した場合に、災害情報システムを活用して住民拠点SSの営業状況等の情報収集や公表が行われていない事態が見受けられた。

<講じた処置>

同庁は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和4年3月にガイドラインを改訂し、これを全住民拠点SSに通知することにより、事業主体に対して、給油所設備の損傷、従業員の負傷等がなく給油できる環境が整った場合には、速やかに自家発電設備を活用して営業を再開等することの重要性について周知徹底を図った。
- イ 石油協会に対して、3年10月に事務連絡を发出するなどして、25事業主体の自家発電設備について、速やかに所要の財産処分手続をとらせるとともに、このうち9事業主体については財産処分時点の残存簿価相当額の石油協会を通じての国庫への納付を行わせるよう求めた。そして、石油協会は、既に財産処分手続が完了していた1事業主体を除く24事業主体に対して、速やかに所要の財産処分手続をとるなどするよう求めた。

また、揮発油販売業者から揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく届出がされた情報につ

いて、毎月石油協会と情報共有を行うこととし、必要に応じて財産処分手続を行わせることとした。そして、住民拠点SSの運営を中止したり、補助事業を承継したりするなどの場合であっても、自家発電設備の処分制限期間を経過するまでは、財産処分手続の必要がある場合に該当することについて、4年3月に全住民拠点SSに文書により通知するなどして、事業主体に対して周知徹底を図った。

ウ イで共有した情報について、適時にマスタデータを更新して速やかに住民拠点SS一覧に反映することとするとともに、台風等の災害の場合に災害情報システムを活用して情報収集や公表を行うための判断基準を4年5月に設けるなどして、住民拠点SSの営業状況等を効果的に公表できる体制を整備した。(検査報告293ページ)

(11) 航空保安施設等の予備電源設備として整備している可搬形電源設備の保管方法について(国土交通省)

<指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

国土交通省は、可搬形の発電装置、燃料タンク、配電盤、変圧器盤及びそれらの付属品により構成された電源設備(これらを「可搬形電源設備」)の管理・運用・保守について、「運用業務マニュアル」を制定している。運用業務マニュアル等によれば、可搬形電源設備を保管している空港等を管理している空港事務所等(以下「保管官署」)は、可搬形電源設備管理等細則(以下「細則」)において、可搬形電源設備の管理、運用及び保守について定めることとされている。また、可搬形電源設備は、地震等に十分耐え得る状態で保管することなどとされ、保管に関する詳細事項については細則で定めることとされている。しかし、国土交通本省において、可搬形電源設備を地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる耐震設計に係る計算の方法及び計算の結果耐震性が確保されていないことが判明した場合の設置方法について検討しておらず、保管官署において、可搬形電源設備が地震等に十分耐え得る状態で保管されていない事態が見受けられた。

<講じた処置>

同省は、次のような処置を講じていた。

ア 同本省において、可搬形電源設備を地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる耐震設計に係る計算の方法及び計算の結果耐震性が確保されていないことが判明した場合の設置方法について検討を行い、その結果を令和4年1月に事務連絡を発出して保管官署に対して示した。

イ 保管官署において、アで示された事項に基づいて、耐震設計に係る計算を行い、その結果耐震性が確保されていないことが判明した場合に、現地の状況を踏まえて、可搬形電源設備を地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる設置方法の詳細事項について細則に定め、4年4月から適用することとした。

ウ 保管官署において、イで定めた細則に基づき、可搬形電源設備が地震等に十分耐え得る状態で保管されるよう、4年10月までに、可搬形電源設備の基礎部に転倒防止のために架台等を設置したり、設備間の離隔距離を確保したりするなどの必要な措置を講じた。(検査報告353ページ)

(12) 放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について(内閣府(内閣府本府)、厚生労働省)

<指摘の要旨(処置要求事項③4)>

内閣府は、厚生労働省が定めた「放課後児童健全育成事業」の実施について(以下「実施要綱」)に基づき放課後児童健全育成事業(同事業を構成する複数の種類の事業のうち同事業と同じ名称のものを「健全育成事業」)を実施する市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金を交付している。交付金の算定に用いる一の支援の単位(以下「支援単位」)当たりの年額の単価は、年間開所日数が200日から249日までの場合は250日以上の場合よりも低額等となっている。また、実施要綱や、その内容を具体的に示した「放課後児童健全育成事業に係るQ&A」等(以下「Q&A」)によれば、支援単位ごとに放課後児童支援員の数は2人以上とすること、利用する児童が少数である土曜日等に複数の支援単位が合同で健全育成事業を実施する場合、その日を複数の支援単位それぞれの開所日として取り扱うためには、支援単位ごとに同支援員を2人以上とすることなど(これらを「開所の要件」とされている。しかし、9都府県の18市町村において、開所の要件を満たしていなかったことなどにより、子ども・子育て支援交付金事業実績報告書(以下「実績報告書」)の子ども・子育て支援交付金精算額調書に年間開所日数として計上した開所日等が適正なものとなっておらず交付金が過大に交付されていたり、12都府県において、実績報告書の同精算額調書の審査が十分でなかったりしている事態が見受けられた。

<講じた処置>

同府及び同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 同府は、令和3年11月に9都府県に対して通知を発して、4年3月までに、18市町村に対して、過大に交付されていた交付金の返還手続を行わせた。
- イ 同省は、4年3月に都道府県に対して事務連絡を発するなどして、市町村に対して、Q&Aにある開所の要件の説明を理解しやすいように集約して示し、利用する児童が少数である土曜日等に健全育成事業を実施する場合の開所の要件を周知徹底した。
- ウ 同府は、4年3月に都道府県に対して事務連絡を発するなどして、市町村が実績報告書を作成する際や都道府県が実績報告書を審査する際にそれぞれチェックシートを用いて、利用する児童が少数である土曜日等を含んだ年間開所日数が250日程度であるなどの交付額に影響しやすい場合に、開所日及び開所時間が開所の要件を満たしているかについて市町村が根拠資料を用いて確認するようになり、市町村が開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているかについて都道府県が必要な審査を行うようにしたりする方策を講じた。(検査報告401ページ)

(13) 可搬型端末の調達等について(日本年金機構)

<指摘の要旨(処置要求事項③4③6)>

日本年金機構は、国民年金法等に基づき、被保険者等からの年金記録に関する相談等に対応する業務等を実施している。また、市町村(特別区を含む。)は、国民年金に係る被保険者資格の取得等に関する届出の受理等の事務等を実施している。そして、機構は、これらの業務等を実施するために、社会保険オンラインシステムに接続して年金個人情報を閲覧できるノート型のパソコン等(以下「可搬型端末」)を、リース、保守等に係る委託契約を締結して調達しており、機構で使用したり、市町村に無

償で貸与したりしている。しかし、機構において、可搬型端末の調達数量の算定が適切に行われていない事態、可搬型端末が貸与を希望している市町村に貸与されていない事態、及び市町村で長期間にわたって使用されていないのに、その理由を把握した上で、貸与を継続する必要性を検討していない事態が見受けられた。

<講じた処置>

機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 相談件数等の変化を想定して更改の要否等を十分に検討したり、他の契約において調達される可搬型端末との関係について十分に確認したり、市町村における需要の状況を考慮したりして調達数量を算定することについて、機構本部で定期的開催している研修で使用する資料に明記した上で、令和3年11月から当該資料を用いて関係部署の職員に対して研修を行ったり、4年8月に関係部署の職員が用いる調達事務に係る手引に明記する改定を行ったりして周知徹底した。
- イ 貸与先の決定に当たり、貸与を希望している市町村に可搬型端末が適切に貸与されるよう対象範囲を検討した結果、全市町村に対して希望調査を毎年度実施することとし、4年2月に4年度の可搬型端末の貸与に向けた希望調査を実施した。そして、同年8月に関係部署に対して通知を發出して、5年以降も引き続き希望調査を実施するよう周知徹底した。また、元年5月に実施した希望調査の対象外となっていた420市町村(うち同調査に先立ち厚生労働省が平成30年2月に実施した意向調査で貸与を希望していた市町村は106市町村)について、令和3年11月までに希望調査を行い、このうち貸与を希望した82市町村(同31市町村)に対して3年度末までにその結果に基づいて可搬型端末の貸与を完了した。
- ウ 市町村に貸与している可搬型端末について、4年3月に可搬型端末の貸与に係る事務の手引を作成して、3か月連続して使用実績がない場合には、その理由や使用見込みを確認した上で、使用見込みのないものについては返却を求めたり、当該理由に応じた対策を講じて可搬型端末の利用を促したりする体制を整備した。そして、同年8月に、貸与を継続する必要がない可搬型端末が生じた場合に利活用について検討する手続を定め、他用途も含めた利活用について関係部署間で検討するようになった。(検査報告412ページ)

◎ 2 処置が完了していないもの

平成23年度決算検査報告

(14) 防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛省)

<指摘の要旨(意見表示事項③⑥)>

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

< 処置状況 >

同省は、平成24年度から27年度までに、テレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」)の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行った。2年度及び3年度には、新型コロナウイルス感染症対策の動向も踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。そして、4年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。(検査報告385ページ)

平成30年度決算検査報告**(15) 国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通省)****< 指摘の要旨(処置要求事項③4) >**

国土交通省は、国管理空港の土地等の行政財産について東京、大阪両航空局(これらを「地方航空局」)が使用許可を行う場合(使用許可を行う者を「使用許可者」)の使用料について、不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」)等に使用料に関する調査(以下「使用料調査」)及び使用料の変動率を求める調査(以下「変動率調査」)を委託するなどして算定している。そして、使用料の算定に当たり、旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業(以下「3事業」)については事業ごとに収益性を確認できることから、これらの純収益の額に使用許可者に配分する純収益の割合(以下「使用許可者への配分率」)を乗ずるなどして算出した収益賃料等を用いている。しかし、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、使用許可者と使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」)とで異なる方法で算出した建物等に帰属する純収益(以下「建物等帰属純収益」)による比率に基づいて3事業に係る純収益の使用許可者への配分率を算出したりしていることにより、使用料が過小に算定されている事態が見受けられた。

< 処置状況 >

同省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。

イ 鑑定会社等に使用料調査を委託する際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。

ウ 3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出方法について、2年1月、使用許可者及び事業者の建物等帰属純収益を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。

エ 地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、2年6月に地方航空局に通知した。

一方、同省は、新型コロナウイルス感染症による影響は依然収束しておらず、事業者は引き続き極めて厳しい経営状況にあることなどから、引き続き同感染症の影響を見極めつつ、今後、事業者の経営状況について一定程度の改善があったと判断した場合には、でき得る限り速やかに、ウの検討の結果に基づく算出方法を明記した仕様書により使用料調査を実施することとしている。そして、エの通知に加えて、上記の使用料調査が終了した後、地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際にウの検討の結果に基づく算出方法を仕様書に明記するよう、地方航空局に通知することとしている。

(検査報告351ページ)

令和2年度決算検査報告

(16) 国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について(厚生労働省)

<指摘の要旨(処置要求事項③)>

厚生労働省は、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の保険者である市町村(特別区等を含む。)に対して、低所得者を多く抱える保険者の財政基盤を強化することを目的として保険基盤安定負担金を交付している。同法等によれば、市町村は、保険者支援分として、当該年度に納付すべきとして賦課した一般被保険者に係る保険料(保険税を含む。)の総額(以下「保険料算定額」)を一般被保険者の数で除して算定した一般被保険者一人当たりの平均保険料算定額に、保険料の軽減割合ごとに区分して集計した世帯に属する一般被保険者の数及び所定の割合をそれぞれ乗じて得た額を合算した額を一般会計から当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない(これにより繰り入れる金額を「繰入金額」とされており、国は、繰入金額の1/2に相当する額を負担金として交付することとされている。そして、負担金交付要綱によれば、負担金の交付決定には、証拠書類を整理し、保管しておかなければならないことなどの条件が付されることとされている。しかし、負担金の交付額を算定する際に用いる負担金繰入金額算出基礎表(以下「算出基礎表」)を確認したところ、保険料算定額のうち、一般被保険者について算定した均等割額の総額(以下「均等割総額」)は一般被保険者数に各市町村が条例で定める均等割額を乗じて得られる額と一致し、世帯について算定した平等割額の総額は世帯数に各市町村が条例で定める平等割額を乗じて得られる額と一致するものであるのに、III市町村においては、少なくともいずれかが一致していないため、負担金の交付額が適正に算定されていないと認められた。そして、これらの市町村では、算出基礎表を作成するために必要なデータ

(以下「算定用データ」)の抽出条件を誤るなどしており、このうち12市町において負担金の交付額が過大となっている事態並びに84市町村において過年度分の算定用データをシステムから抽出することができず適正な繰入金額及び負担金の交付額を算定できない事態が見受けられた。

<処置状況>

同省は、次のような処置を講じていた。

- ア 12市町のうち、返還の必要がないと判明した1市を除いた11市町に対して、令和4年3月に返還を求めた。また、84市町村に対して、市町村が保有している各種資料に基づき適切に負担金の交付額を算定させ、過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった41市町村のうち、34市町村に対しては過大に交付されていたと認められる負担金相当額の全額について、3市町に対してはそのうちの一部の金額について、同月にそれぞれ返還を求めた。
 - イ 3年12月に、同省が都道府県及び市町村との間で運用しているポータルサイトに通知を掲載することにより、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、これらに用いる算定用データを抽出する時点等の抽出条件について、市町村に対して周知徹底した。
 - ウ イの通知により、負担金の事業実績報告書の審査並びに繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、均等割総額が一般被保険者数に均等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどの具体的な確認方法を示すことにより、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することについて、都道府県及び市町村に対して周知した。
 - エ イの通知により、負担金の交付額を再度算定する場合に必要な世帯数等のデータを交付決定の条件に従って適切に整理し、保管することについて、市町村に対して周知した。
- 一方、同省は、アの過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった41市町村のうち全額の返還を求めた34市町村を除く7市町について、4市に対しては過大に交付されていたと認められる負担金相当額の全額について、3市町に対しては過大に交付されていたと認められる負担金相当額から既に返還を求めた金額を除いた残りの金額について、今後返還を求めることとしている。

(検査報告211ページ)

(17) 政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価の算定について(農林水産省)

<指摘の要旨(処置要求事項③⑥)>

農林水産省は、民間の事業体(以下「受託事業体」)に、同省が備蓄等することとなっている国内産米穀及び外国産米穀(これらを「政府所有米穀」、このうち外国産米穀を「MA米」)の販売、保管、運送、販売等に伴うカビ確認等の業務を包括的に委託している。このうち販売等に伴うカビ確認は、米穀を二重の網に通し、網の上でカビ状異物を確認すること(以下「メッシュチェック荷役」)などによるものとされており、受託事業体は、この業務を複数の倉庫業者に再委託して実施させている。そして、受託事業体への委託費のうち、メッシュチェック荷役経費については、メッシュチェック荷役経費の単価にメッシュチェック荷役を行った政府所有米穀の数量を乗じた額を支払うこととされている。しかし、MA米に係るメッシュチェック荷役経費の単価について、多くの作業人員により処理していて1t当たりの処理時間(以下「処理時間/t」)が短い倉庫業者や、少ない作業人員により処理していて処理時間/tが長い倉庫業者が見受けられるのに、作業人員と処理時間/tをそれぞれの要素ごとに合計して平均値を算出し、これらを乗ずるなどして算定する方法により設定していたり、米穀の種類及び

作業台の形状により作業効率が大きく異なっているのに、米穀の種類等ごとの処理数量を考慮せずに算定したものとなっていたりして、単価が作業実態に見合ったものとなっていない事態が見受けられた。

<処置状況>

同省は、メッシュチェック荷役経費の単価を算定するに当たり必要なメッシュチェック荷役の作業実態の調査を令和3年度から実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な調査件数に至っておらず、引き続き調査を継続している。そして、同省は、上記調査の結果が取りまとめ次第、メッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、それに基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図ることとしている。

(検査報告280ページ)